健康だより Health Information

健康・保険課
問 ☎(232)4912

年長児・小学６年生・ＨＰＶワクチン対象者へ
３月末までの予防接種はお済みですか

問 健康増進係

年長児対象の麻しん風しん混合（MR）２期
小学６年生対象のジフテリア・破傷風（DT）二種混合

接種期限を過ぎると、有料の任意接種になります。母子健康手帳で接種の有無を確認の上、受けるようにしてください。接種期限が近づくと、予約が取りにくくなる可能性があります。

◆**接種方法・場所**
事前に指定医療機関に予約する
※指定医療機関以外で接種を希望する人は、接種前にお問い合わせください。

◆**持参物**
母子健康手帳、予診票、マイナンバーカードなど住所が確認できるもの
※予診票と指定医療機関一覧は、令和６年４月に対象者へ送付しています。
※予診票を紛失した場合や４月以降に転入した場合は、お問い合わせください。

予防接種名	対象者（生年月日）	接種期限	費用
麻しん風しん混合（MR）２期	小学校入学前１年間（平成30年４月２日～平成31年４月１日）	３月末	無料
ジフテリア・破傷風（DT）二種混合	小学６年生（平成24年４月２日～平成25年４月１日）	13歳になる誕生日の前日	

子宮頸がん予防（ＨＰＶ）ワクチン

令和６年度が定期接種の最終年度になる人とキャッチアップ接種対象者で、令和４年４月～令和７年３月末までに１回以上接種した人は、次年度に３回目までを公費で受けることができます。接種が済んでいない人は、３月末までの接種開始を検討してください。

◆**対象者**
- 令和６年度が定期接種の最終年度の人　平成20年４月２日～平成21年４月１日生まれの女性
- キャッチアップ接種対象者　平成９年４月２日～平成20年４月１日生まれの女性

『きくよう健康倶楽部』通信【No.39】

きくよう健康倶楽部
継続申請書を送付しました

申問 健康増進係

来年度も継続する場合は、次のいずれかの方法で手続きが必要です。引き続き、更新料は無料です。

◆**申請書類**　継続申請書、アンケート
◆**申請方法**
次のいずれかの方法で申請する
- 右記ＱＲコードから申請する
- 次の宛先へ郵送で申請する
〒869-1192（住所不要）
菊陽町役場　健康・保険課
きくよう健康倶楽部担当者 宛
※切手代は自己負担です。

申請フォーム

- 窓口で申請する（下記３カ所）
①総合交流ターミナルさんふれあ内「にんじむ」カウンター
午前10時～午後５時45分（㈫を除く）
②光の森町民センター「キャロッピア」内施設予約カウンター
午前９時～午後５時45分
③健康・保険課
平日午前８時30分～午後５時

◆**提出期限**　２月28日㈮
◆**今年度のポイント申請期限**　３月31日㈪

マイナ保険証を利用しましょう

問 国保・年金係

マイナンバーカードを健康保険証として使うことで、通院やその他の場面でも便利になります。

◆**利用するメリット**
- **限度額認定証の手続きが不要になる**
医療費が高額になった際、限度額認定証の手続きをしなくても、医療機関で限度額を適用できます。
- **過去の診療情報に基づいた受診ができる**
処方された薬の履歴や特定健診結果などの情報提供に同意すると、過去の診療情報に基づいた総合的な診断や、適切な薬の処方を受けられます。

◆**注意点**
- 保険が切り替わった直後や、システムの不具合など、利用できない場合があります。
- マイナンバーカードの有効期限が切れていると、健康保険証として使えません。
- 何らかの事情で資格確認ができなかった場合、医療機関窓口で被保険者資格申立書を記入することで、受診できます。
- マイナ保険証非対応の医療機関では、従来の健康保険証や資格確認書、資格情報のお知らせの提示が必要です。

２月末まで
無料クーポンによる風しん抗体検査・予防接種はお済みですか

問 健康増進係

妊娠初期の妊婦が風しんに感染すると、出生児が先天性風しん症候群（目や耳、心臓に障がいが出ること）になる可能性があります。感染を拡大させないためには、社会全体が免疫を持つことが重要です。

本事業の対象者は、公的な接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代と比べて低くなっています。希望する人は、早めに受けましょう。

◆**対象者**　昭和37年４月２日～昭和54年４月１日生まれの男性
※転入や紛失により、町の無料クーポン券を持っていない人は、お問い合わせください。

抗体検査および予防接種実施医療機関については、町ホームページをご確認ください。

詳しくはこちら

国民年金

産前産後期間の国民年金保険料免除制度

申問 国保・年金係

産前産後期間の免除は、保険料を納付したものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。対象の人は、必ず届け出をしましょう。

◆**対象者**
国民年金第１号被保険者で、出産日が平成31年２月１日以降の人
※第１号被保険者とは、自営業者、学生、無職の人など。
※任意加入している人は対象外です。
※妊娠85日（４カ月）以上の分娩で、死産、流産、人工妊娠中絶も含みます。

◆**免除期間**
出産予定日または出産日が属する月の前月から４カ月間
※多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の３カ月前から６カ月間。

◆**届出受付開始日**
出産予定日の６カ月前から届け出ができます。

◆**届け出に必要なもの**
- 年金手帳または基礎年金番号通知書
- 運転免許証・マイナンバーカードなどの身分確認証
- 母子健康手帳

◆**その他**
付加保険料は免除されませんので、加入中の人は支払いが必要です。